

Equity: インデックス事業部

## インデックス構成ルールブック

リサーチアナリスト

[インデックス・プロダクト](#)

インデックス事業部 - NFRC

idx\_mgr@nfrco.jp

本インデックスは、過去において一定期間、毎年連続して増配した銘柄(以下、連続増配銘柄)を構成銘柄とする日本株指数である。連続増配銘柄からは、配当原資である利益の安定と、株主還元 to 積極的な経営姿勢という企業像をうかがうことができる。本インデックスは、こうした連続増配銘柄群の株価動向を反映したパフォーマンスをパッシブ運用によって獲得することを目指すものである。

- 過去一定期間、毎年1株当たり実績配当金が増加した日本株式を組み入れる
- 構成銘柄数は最大で150、最小で20とする
- 構成銘柄は原則として年1回見直される
- 本インデックスは時価総額加重型の指数であるが、構成銘柄ウエイト上限を10%に制限することで、大型銘柄への極端なウエイトの偏りを抑制する
- 投資可能性に配慮し、時価総額が小さい銘柄や流動性の低い銘柄の組み入れを抑制するためのスクリーニングを行う

# 目次

---

1 はじめに	3
2 定期入替	4
2.1 定期入替日	4
2.2 定期入替基準日	4
2.3 定期入替公表日	4
3 指数構成銘柄の選定と構築方法	5
3.1 用語の定義	5
3.2 銘柄選定母集団	6
3.3 銘柄の選定	7
3.4 組入ウェイトとその上限	8
3.5 指数組入株数と組入比率の算出	8
4 臨時入替	10
4.1 銘柄の組入	10
4.2 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い	10
4.3 銘柄の除外	10
4.4 臨時入替公表日	11
5 指数の計算	12
5.1 指数の基準日、基準値、公表開始日	12
5.2 指数の計算に使用する値	12
5.3 指数値の計算	13
5.4 指数のメンテナンス	13
6 データサービス	16
指数に関するお問い合わせ	17
ディスクレイマー	18
指数に関する方針書	19

---

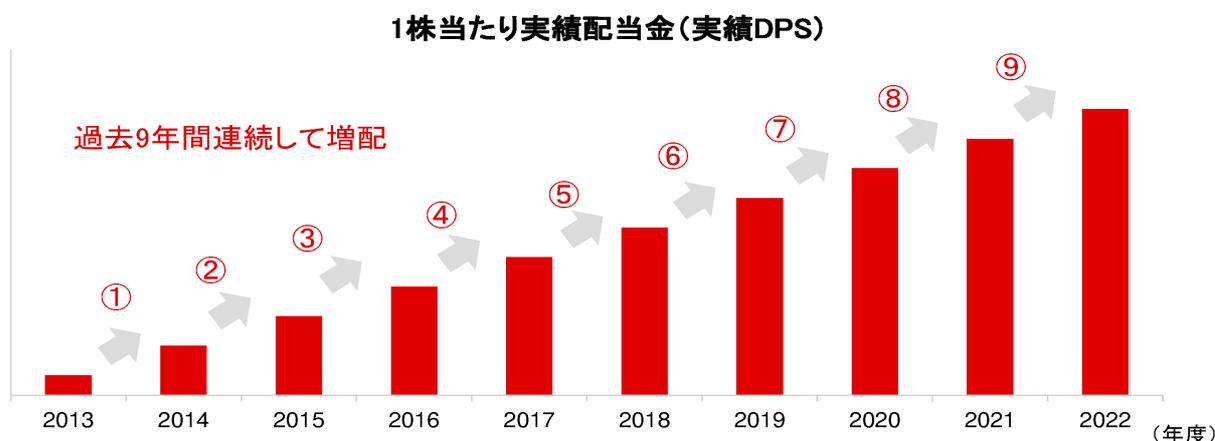
# 1 はじめに

本インデックスは、過去において一定期間、毎年連続して増配した銘柄(以下、連続増配銘柄)を構成銘柄とする日本株指数である。連続増配銘柄からは、配当原資である利益の安定と、株主還元積極的に積極的な経営姿勢という企業像をうかがうことができる。本インデックスは、こうした連続増配銘柄群の株価動向を反映したパフォーマンスをパッシブ運用によって獲得することを目指すものである。

組入対象となる連続増配銘柄は、過去一定期間の1株当たり実績配当金(実績DPS)が毎年増加した銘柄と定義した。具体的には、年度(毎年4月～翌年3月)を基準として、1年間に支払われた実績DPSが過去において毎年増加した銘柄とする。なお、配当の開始・再開は増配とはみなさず、企業の経常的な配当支払いを考慮するため、特別配当や記念配当を除いた配当のみを考慮する。

本インデックスの定期入替は、年1回実施される。日本株全上場銘柄を対象として構成銘柄の選定を行うが、時価総額が小さい銘柄や、流動性が低い銘柄を除外するスクリーニングを事前に行うことで投資可能性への配慮を行っている。また、大型銘柄に対する過大なウエイト付与を抑制するため、時価総額加重型を基本としつつも、構成銘柄のウエイトの上限を10%に制限している。さらに、連続増配銘柄に絞り込んだ投資がインデックス運用によって実現可能となるように、構成銘柄数に制約(最大で150銘柄、最小で20銘柄)を設けている。仮に、連続増配銘柄の選定基準を満たす銘柄数が150超の場合は、基準となる連続増配の年数を延長して組入条件を厳しくすることで、銘柄数を抑え、逆に連続増配銘柄の選定基準を満たす銘柄数が20未満となる場合には、基準となる連続増配の年数を短縮して組入条件を緩和することで、銘柄数を増やす仕組みとしている。

図表 1: 本インデックスが対象とする連続増配銘柄のイメージ(2023年 12 月定期入替の例)



出所: 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (以下、NFRG)

## 2 定期入替

### 2.1 定期入替日

毎年12月第1営業日を定期入替日とし、年1回、定期入替日の前営業日の引け後に実施する。

### 2.2 定期入替基準日

10月15日(休日の場合は前営業日)を定期入替基準日とし、定期入替基準日時点のデータを用いて計算した結果をもとに定期入替後の構成銘柄と指数組入株式数が決定される<sup>[1]</sup>。

### 2.3 定期入替公表日

NFRCウェブサイト上で、原則として定期入替日の10営業日前の16時頃(日本時間)に公表する。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合はこの限りではない。

ウェブサイト: <http://qr.nomuraholdings.com/jp/ncid/index.html>

---

1. 2008年までは11月最終営業日を定期入替基準日としている。

## 3 指数構成銘柄の選定と構築方法

### 3.1 用語の定義

- ・ 浮動株調整時価総額

浮動株調整時価総額は、投資家が実際に投資対象としている株式数を反映させるために、以下の計算式によって算出される。

$$\text{野村コンポジット株価} \times (\text{指数計算用発行済株式数} - \text{安定持株式数})$$

- ・ 野村コンポジット株価

野村コンポジット株価は、直近60営業日の値付き率と出来高をもとに、その銘柄適正に値段付けをされていると考えられる取引所を選定し、その取引所における株価を指す。取引所の選定は原則として日次で行う。株価は次の優先順位で採用される。

採用取引所の約定価格(注) > 採用取引所の基準値段 > 前営業日の野村コンポジット株価

(注)気配引けの場合は最終気配値が採用される。

- ・ 指数計算用発行済株式数

指数計算用発行済株式数は、後述する「5.4.2 資本異動時の修正」に従って、株式数変化を反映させた発行済株式数を指す。

- ・ 安定持株式数

安定持株式数は、大株主データ、有価証券報告書の保有有価証券明細表、取引所や企業が公表した情報(所報や目論見書など)を参考にして、安定して保有されているとみなされる株式数として推定している。

### 3.2 銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、定期入替基準日時点の直近3月末時点での国内金融商品取引所の全市場<sup>[2]</sup> 上場銘柄のうち、累積浮動株調整時価総額で上位約98%をカバーする銘柄群とする。

ただし、定期入替基準日の直近4月以降に新規上場した累積浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄や、新設合併銘柄は銘柄選定母集団に含み、また、定期入替基準日時点で以下の銘柄を除外する。

- ・ 普通株式以外の株式

原則として普通株のみを対象とする。ただし、特に必要と認められた場合にはその限りではない。

- ・ 整理銘柄

整理銘柄に指定されている銘柄は銘柄選定母集団から除く。

- ・ 監理銘柄

監理銘柄(審査中)または監理銘柄(確認中)に指定されている銘柄のうち、定期入替直前の指数構成銘柄でないものは銘柄選定母集団から除く。

- ・ 公開買付対象会社

公開買付対象会社となっている銘柄は、以下すべての条件を満たす場合に銘柄選定母集団から除くことが出来る。

- (1) 公開買付期間の終了日が定期入替基準日と定期入替日の間にある。
- (2) 公開買付者が公開買付対象会社の発行済み株式数のすべてを取得することを企図している。
- (3) 当該株式の全部取得と引換えに、公開買付者の株式、もしくは、金銭交付をすることが付議される予定であり、公開買付対象会社の賛同が得られている。

- ・ 上場投資信託・不動産投資信託
- ・ 外国株

日本市場で取引されているが、外国部に上場されている、あるいは外国企業とみなされる銘柄は銘柄選定母集団から除く。

- ・ その他

潜在株、ワラントやその権利、日本銀行は銘柄選定母集団から除く。

---

2. 東京証券取引所(プライム市場、スタンダード市場、グロース市場、TOKYO PRO Market)、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引

### 3.3 銘柄の選定

インデックスの構成銘柄は、過去において一定期間、毎年連続して増配した銘柄から選択される。ただし、時価総額が小さい銘柄や流動性の低い銘柄の組み入れを抑制するためのスクリーニングを事前に行う。

#### 3.3.1 1株当たり配当金(DPS)

1株当たり配当金(DPS)は、以下の通りとする。

- ・ 1年間の区切りは年度(毎年4月～翌年3月)を基準とする。
- ・ 特別配当や記念配当は除く。
- ・ 株式分割、株式併合などを考慮する。
- ・ 新規上場する完全親会社は、上場廃止になる完全子会社や被合併銘柄のうち、上場廃止日前日時点の浮動株調整時価総額が最も大きい銘柄のDPSを用い、それに割当比率(合併比率)を勘案したものを完全親会社の上場前のDPSとする<sup>[3]</sup>。

#### 3.3.2 銘柄選定手順

- ① 定期入替基準日時点の直近3月末時点での国内金融商品取引所の全市場上場銘柄のうち、累積浮動株調整時価総額で上位約98%に含まれる銘柄を対象とする。詳細は「3.2 銘柄選定母集団」を参照のこと。
- ② ①のうち、過去60日平均売買代金順位が下位10%未満の銘柄を除外する。
- ③ 定期入替年の前年度を起点とし、基準となる連続増配の年数(以下、基準年数)の分だけ遡って、実績DPSが毎年増加<sup>[4]</sup>した銘柄を採用する。なお、基準年数は前回定期入替と同様とするが<sup>[5]</sup>、④の条件に当てはまる場合は、基準年数を変更する。
- ④ 構成銘柄数が20未満または150超となった場合は、基準年数を変更し、採用銘柄を決定する。詳細は「3.3.3 銘柄数制約に関する処理」を参照のこと。

- 
3. このルールは2015年定期入替から適用。
  4. 配当の開始・再開は増配とみなさない。
  5. 2000年11月30日の銘柄選定時には、基準年数を5年とした。

### 3.3.3 銘柄数制約に関する処理

定期入替時の構成銘柄数が20以上150以下となるよう基準年数を変更する。

・「銘柄選定手順③」基準を満たす銘柄数が150超の場合

構成銘柄数が150以下になるまで、基準年数を1年ずつ延長する。基準年数を確定することにより、構成銘柄数が20を切った場合は、まず、その基準年数で構成銘柄として選定される銘柄を全て採用する。次に、基準年数が1年短い段階で選定された構成銘柄候補のうち、基準年数の確定により選定されなかった銘柄群(※1)の中から、定期入替年度の予想DPSが、定期入替年の前年度の実績DPSと比べて増加した銘柄を選定し、そのうち浮動株調整時価総額の大きい順に採用する。それでも構成銘柄数が20に満たない場合には、選定されなかった銘柄群(※1と同様)の中から浮動株調整時価総額の大きい順に銘柄を採用する。

・「銘柄選定手順③」基準を満たす銘柄数が20未満の場合

構成銘柄数が20以上になるまで、基準年数を1年ずつ短縮する。その結果構成銘柄数が150を超えた場合には、まず、この直前の段階で基準年数を確定し、その基準年数で構成銘柄として選定される銘柄を全て採用する。次に、確定した基準年数より1年短い段階で選定される構成銘柄候補のうち、基準年数の確定で選定されなかった銘柄群(※2)の中から、定期入替年度の予想DPSが、定期入替年の前年度の実績DPSと比べて増加した銘柄を選定し、そのうち浮動株調整時価総額の大きい順に採用する。それでも構成銘柄数が20に満たない場合には、選定されなかった銘柄群(※2と同様)の中から浮動株調整時価総額の大きい順に銘柄を採用する。

また、基準年数を1年ずつ短縮した結果、基準年数が1年となっても構成銘柄数が20未満である場合には、まず、構成銘柄として選定される銘柄があればそれを全て採用する。次に、3.3.2 の手順のうち、①②を終えた後に選定される銘柄群(※3)の中から、定期入替年度の予想DPSが、定期入替年の前年度の実績DPSと比べて増加した銘柄を選定し、そのうち浮動株調整時価総額の大きい順に採用する。それでも構成銘柄数が20に満たない場合には、①②を終えた後に選定される銘柄群(※3と同様)の中から浮動株調整時価総額の大きい順に銘柄を採用する。

### 3.4 組入ウエイトとその上限

本インデックスの構成銘柄の組入ウエイトは、定期入替基準日時点の浮動株調整時価総額を用いて計算する。ただし、構成銘柄ウエイトの上限は10%とし、上限超過分を浮動株調整時価総額に応じて他の銘柄に比例配分することで、構成銘柄ウエイトを決定する。

### 3.5 指数組入株数と組入比率の算出

指数組入株式数は、前述の構成銘柄ウエイトに等しくなるように計算される。まず、一定の金額<sup>[6]</sup>に構成銘柄ウエイトを乗じて、各銘柄に割り当てられる指数組入時価総額を計算し、この指数組入時価総額を定期入替基準日時点の野村コンポジット株価で除して、各銘柄の指数組入株数を算出する。

組入比率(%)は、指数計算用発行済株式数に対する指数組入株数の割合を意味し、指数組入株数を指数計算用発行済株式数で除して計算する。

---

6. 1兆円とする。

図表 2: 野村日本株連続増配インデックス構成銘柄の選定プロセス



出所: NFRC

## 4 臨時入替

以下に示すルールを原則として、企業再編などの事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態などを勘案した上で、入替を実施する。

ただし、下記以外に重要な事項が発生した場合には、事前にアナウンスの上、入替を実施することがある。

### 4.1 銘柄の組入

- ・ 新規上場銘柄の取り扱い

定期入替基準日以降に新規上場した銘柄については、次回定期入替時に指数組入可否を判断する<sup>[7]</sup>。

### 4.2 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い<sup>[8]</sup>

事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態などを勘案した上で対応を行う。この取り扱いは、指数から対象銘柄が一時的に除外されることを防ぎ、連続的に組み入れることを目的としている。

- ・ 株式交換、吸収合併の場合

上場廃止になる完全子会社や被合併会社(以下、被合併銘柄)を上場廃止後も採用し、変更上場日に除外する。上場廃止後から変更上場日前日までの被合併銘柄の評価価格には、存続する完全親会社や合併会社(以下、合併銘柄)の時価に割当比率(合併比率)を勘案した価格を用いる。また、合併銘柄は、割当比率(合併比率)を考慮して変更上場日に組入比率を変更する。

- ・ 株式移転、新設合併の場合

合併銘柄が非上場でかつ短期間のうちに上場される銘柄については、合併銘柄の新規上場日に被合併銘柄を除外する。上場廃止後から合併銘柄の新規上場日前日までの被合併銘柄の評価価格には上場廃止日前日の評価価格を用いる。また、合併銘柄は、新規上場日に採用する。ただし、合併銘柄が定期入替後の構成銘柄とならないことが明らかな場合、被合併銘柄は上場廃止日に指数から除外されることがある。

### 4.3 銘柄の除外

- ・ 整理銘柄の指定<sup>[9]</sup>

整理銘柄に指定された日の4営業日後に除外する。ただし、複数の市場に上場されている銘柄の場合、いずれかの市場で整理銘柄に指定されていない場合は除外しない。

---

7. 株式移転・新設合併によって設立される新規上場銘柄を除く。これらの銘柄の扱いについては「4.2 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い」参照。  
8. このルールは2002年4月から適用。  
9. このルールは2010年4月21日以降適用。2001年12月28日以前は整理ポスト割当日に、2001年12月29日から2009年8月23日までは、整理銘柄指定日の翌々営業日、2009年8月24日から2010年4月20日までは、整理銘柄指定日の3営業日後に除外している。

- ・ 上場廃止

「4.2 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い」に該当しない事由によって上場廃止になる場合には、上場廃止日に除外する。

- ・ 母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合

構成銘柄が銘柄選定母集団の定義に著しくそぐわなくなったと考えられる事由が発生した場合、当該会社、証券取引所、政府機関、または、規制当局の公式発表をもって除外することができる。

#### 4.4 臨時入替公表日

NFRCウェブサイト上で、原則として臨時入替日の5営業日前までに公表する。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合はこの限りではない。

ウェブサイト: <http://qr.nomuraholdings.com/jp/ncid/index.html>

## 5 指数の計算

### 5.1 指数の基準日、基準値、公表開始日

基準日	: 2000年12月29日
基準日の指数値(基準値)	: 10,000
公表開始日	: 2015年8月21日

なお、公表開始日以前の指数値は公表開始日時点のルールで算出した参考値である。

### 5.2 指数の計算に使用する値

#### 5.2.1 指数時価総額

組入時価総額<sub>*i*</sub> = 野村コンポジット株価<sub>*i*</sub> × 組入株式数<sub>*i*</sub>

指数時価総額 =  $\sum_i$ (組入時価総額<sub>*i*</sub>)

ここで、添え字 $i$ は $i$ 番目の構成銘柄を表し、 $\sum_i$ は指数構成銘柄に関する和を表す。

#### 5.2.2 基準時価総額

指数の計算には、資本異動や構成銘柄の変動など、市況変動が要因ではない時価総額の変動に指数値が影響されることを防ぐために基準時価総額を使用する。

- ・ 配当除く基準時価総額

基準時価総額 <sub>$t$</sub>  = 指数時価総額 <sub>$t-1$</sub>  + 修正時価総額 <sub>$t$</sub>

ここで、添え字 $t$ は当日、 $t-1$ は前営業日を表す。

- ・ 配当含む基準時価総額

基準時価総額 <sub>$t$</sub>  = 指数時価総額 <sub>$t-1$</sub>  + 修正時価総額 <sub>$t$</sub>  - 修正配当総額 <sub>$t$</sub>

ここで、添え字 $t$ は当日、 $t-1$ は前営業日を表す。

修正時価総額は指数構成銘柄の変更や資本異動による時価総額の増減額を表す。基準時価総額の修正方法については「5.4.2 資本異動時の修正基準時価総額の修正」を参照。

修正配当総額は予想配当総額と実績配当総額の差分を表す。配当総額の修正方法については、次項「配当の反映方法」を参照。

## 5.3 指数値の計算

指数値とそのリターンは、前述の値を用いて以下のように計算する。

### 5.3.1 円建て指数値

- ・ 配当除く指数値

$$\text{リターン}_t = \text{指数時価総額}_t / \text{配当除く基準時価総額}_t - 1$$

$$\text{指数値}_t = \text{指数値}_{t-1} \times (1 + \text{リターン}_t)$$

ここで、添え字 $t$ は当日、 $t-1$ は前営業日を表す。

- ・ 配当含む指数値

$$\text{リターン}_t = (\text{指数時価総額}_t + \text{配当総額}_t) / \text{配当含む基準時価総額}_t - 1$$

$$\text{指数値}_t = \text{指数値}_{t-1} \times (1 + \text{リターン}_t)$$

ここで、添え字 $t$ は当日、 $t-1$ は前営業日を表す。

- ・ 配当の反映方法

配当含む指数値では、配当を配当落ち日に反映させる。

ただし、配当落ち日には配当額が確定していないため、会社発表の予想配当(なければ東洋経済新報社の予想配当)を用いる<sup>[10]</sup>。加えて、以下事象に関しては、所定のタイミングにて修正配当総額をもって配当含む基準時価総額の修正を行う。

予想配当と実績配当に差異が生じた場合：

決算発表の当月末営業日(決算発表が月末営業日の場合は翌月末営業日)に修正

その他、配当調整が必要な場合：

当該事実をNFRCが把握した日の当月末営業日(把握した日が月末営業日の場合は翌月末営業日)に修正

## 5.4 指数のメンテナンス

### 5.4.1 銘柄入替

定期入替および臨時入替、その他必要に応じて銘柄入替を実施する。銘柄入替においては、銘柄入替日に前日株価をもって基準時価総額を算出する。

---

10. このルールは2011年12月末決算期分より実施。それ以前は、過去遡及にて算出した参考値として、配当落ち日に実績配当を用いた。

## 5.4.2 資本異動時の修正

## 基準時価総額の修正

基準時価総額の修正は、資本異動により市況変化によらない時価総額の増減が生じた場合や、構成銘柄の変更により時価総額の増減が生じた場合に行う。

ただし、株式分割、株式併合、額面変更など払い込みを伴わない資本異動では時価総額は不変であるため、基準時価総額の修正は行わない。

図表 3: 基準時価総額修正のタイミングと採用株価

	資本異動	修正日	採用株価
企業再編	株式移転、株式交換、合併	変更上場日	前日株価
	会社分割(分割会社)及びスピノフ	権利落日	使用しない <sup>[11]</sup>
増資	株主割当	権利落日	発行価格
	新株予約権無償割当	権利落日	行使価額
	自己株式無償割当	権利落日	前日株価
	公募増資	払込期日の翌営業日(発行日決済取引の場合は新株式の上場年月日)	前日株価
	第三者割当増資	変更上場日の5営業日後	前日株価
	優先株の転換	転換株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	新株予約権付社債の権利行使 新株予約権の行使	権利行使された新株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	会社分割(承継会社における新株式発行分)	変更上場日	前日株価
減資	自己株式消却	自己株式が消却された日の翌月末営業日	前日株価
	割当失権	割当失権が公表された日の月末営業日(月末5営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価
	有償減資	効力発生日	前日株価
その他	その他調整	基準時価総額の修正が必要なその他調整が所報で公表された日の月末営業日(月末5営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価

出所: NFRC

11. 会社分割(分割会社)及びスピノフの場合、減少資本により基準時価総額を修正する。減少資本の定義は以下の通り。
- ①分割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表しない場合：  
減少資本＝分割会社の資本の部から減少する予定の資本総額(減少資本金等)
- ②分割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表する場合：  
減少資本＝分割する部門の評価額あるいは、スピノフ会社の株式の評価額×総株式数

## 組入比率の修正

下記の資本異動によって指数計算用発行済株式数に変更がある場合は、組入株式数が不変となるよう、組入比率を修正する。

ただし、株式分割(株式併合)の場合には、資本異動前の組入株数に分割比率(併合比率)を乗じた株数となるように組入株数の変更を行う。

- ・ 株式移転、株式交換、合併<sup>[12]</sup>
- ・ 株主割当
- ・ 新株予約権無償割当
- ・ 公募増資
- ・ 第三者割当増資
- ・ 優先株の転換
- ・ 新株予約権付社債の行使、新株予約権の行使
- ・ 会社分割(承継会社における新株式発行分)
- ・ 自己株式消却
- ・ 割当失権
- ・ 有償減資
- ・ その他調整

---

12. 完全子会社(被合併銘柄)がインデックスの構成銘柄の場合、完全子会社(被合併銘柄)の組入株式数の合計となるよう、割当比率(合併比率)を考慮の上、完全親会社(合併会社)の組入比率を修正する。

## 6 データサービス

### 指数提供メディア <sup>[13]</sup>

---

本指数は以下の媒体で公開されている。

Bloomberg	:	配当除く指数 NMRIJOID <Index>
		配当含む指数 NMRIJIID <Index>
QUICK	:	配当除く指数 SNJPCID/NRIJ
ウェブサイト	:	<a href="http://qr.nomuraholdings.com/jp/ncid/index.html">http://qr.nomuraholdings.com/jp/ncid/index.html</a>

---

---

13. 公開情報は全て参考値とする。

## 指数に関するお問い合わせ

---

野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社<sup>[14]</sup>

インデックス事業部

e-mail : [idx\\_mgr@nfrc.co.jp](mailto:idx_mgr@nfrc.co.jp)

ウェブサイト : [http://qr.nomuraholdings.com/jp/ncid/index\\_contacts.html](http://qr.nomuraholdings.com/jp/ncid/index_contacts.html)

---

---

14. 2023年2月1日付で野村証券株式会社のインデックス事業を承継。

## ディスクレイマー

野村日本株連続増配インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下、NFRC)に帰属します。

なお、NFRCは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

インデックスの算出において、電子計算機の障害もしくは天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、インデックスの公表を延期または中止することがあります。

本ルールブック作成時点において想定していない事象が発生した際には、事前にアナウンスの上、当該アナウンスにおける記載事項を優先的に取り扱うことがあります。

インデックス・データを取得した経路(当社ウェブサイト、情報ベンダー各社のサービスを通じた取得、等)に関わらず、これらのインデックスをご利用の際は、「インデックス・ライセンスについて」をご確認ください。

「インデックス・ライセンスについて」<http://qr.nomuraholdings.com/jp/indexlicense.html>

- 本資料は、お客様への情報提供を目的として、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下、NFRC)が作成したものです。
- 本資料に掲載された全ての意見や予想はNFRCの本資料作成時点での判断に基づいており、通知なく変更されることがあります。また、本資料における将来の予測に関する意見が実際に生ずるということを担保あるいは保証するものではありません。本資料の内容の一部は、NFRCが信頼性があると判断した様々な入手可能な情報に基づいています。しかし、NFRCはその正確さを保証するものではなく、これらの情報は要約された不完全なものである可能性があります。過去の投資実績は将来の結果を示唆するものではありません。
- 本資料は特定の証券取引に関する投資勧誘や投資アドバイスを目的としたものでもありません。
- NFRCが開発・提供する市場インデックス(自社関連インデックス)が使用されている運用商品等をお客様が投資対象とする場合、当該インデックス利用料の一部が直接的・間接的問わずNFRCに帰属する可能性があります。自社関連インデックスの詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。  
証券市場インデックス <http://qr.nomuraholdings.com/jp/>
- 本資料は、配布されたお客様限りでご使用ください。本資料はNFRCの著作物であり、NFRCの書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社  
金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商) 第451号  
加入協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号(第011-00961号)

## 指数に関する方針書

指数に関する方針書及び関連する規制対応についての文書は以下参照。

<http://gr.nomuraholdings.com/jp/guides/index.html>

- ・ ガバナンス体制に関する方針書
- ・ 利益相反に関する方針書
- ・ 指数算出に関する方針書
- ・ 不服処理に関する方針書